

あなたの「基礎力」診断します！

サマースペシャル 道場

✓ 実施形態・実施校

通学：新宿エルタワー本校

✓ 対象者

- 模試の前に法令系全範囲の確認をしたい方
- 自分の弱点を正確に把握したい方

✓ 担当講師

友次正浩
LEC専任講師

✓ 科目

憲法・民法・行政法・商法会社法

✓ 回数

全1回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

70分×6コマ

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

行政書士試験まであと77日。この時期に1日で試験合格に必要な「基礎力」を確認するための講座です。朝から晩まで問題をひたすら解く1日。いわば、知識の「健康診断」のような講座です。試験約2ヶ月前の段階で「このレベルの問題は解けるようになってほしい」という問題を、全分野にわたって一問一答形式で総チェック（基礎知識を除く）。苦手分野の基礎を固めるのは、この時期がラストチャンス！

講座・レジュメのPOINT

Summer Special	【第2編】民法
01	権利能力・意思能力・行為能力
1 総則に対する不法行為に基づく当該総則の適用関係等については、総則はすでに生まれしものとみなされるので、総則の母法は、総則の出生前に総則を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求することができる。（2012-27-1） 2 未成年者は、法定代理人から授けられた権利には、その授けに際しては成年者と同一の行為能力を有する。（1988-33-2） 3 未成年後見人は当然に未成年者を管理する権利を有する。家庭裁判所は法人を未成年後見人に選任することはできない。（2018-35-2） 4 成年後見人が未成年後見人の同意を得て行った行為は、取り消すことができない。（裁判所 2022） 5 成年後見人が成年後見人の同意を得て行った行為は、取り消すことができない。（民法 2015） 6 家庭裁判所は、保佐人Aの請求により、被保佐人Bの同意を得ることなく、Bが所有する財産の売却についてAに代理権を付与する旨の審判をすることができる。（国家一般職 2018） 7 家庭裁判所が、審判開始の審判によってAを被保佐人とし、被保佐人としてBを委任した上で代理権を付与したが、取置権は付与しなかった場合には、Aの行為能力は制限されない。（国家一般職 2018） 8 被保佐人の同意を要する法律行為について、被保佐人に対し催告したが、返答が得られない場合は、取り消したものとみなされる。（地方上級 2003） 9 制限行為能力者が行為能力者であることを偽りしるために「詐術」を用いた場合には、取消権を行使することができない。「詐術」とは、制限行為能力者が相手方に対して、積極的に虚偽を用いたときに限られるのではなく、単に制限行為能力者であることを黙秘しただけでも、詐術に当たる。（国家専門職 2016）	

POINT ①

講義で「自分の弱点」を把握し、全問解けるまで徹底的に復習することで基礎が確立します！講義はひたすら「演習→解説」のアウト・イン方式。演習と解説の割合は1：1です。全問基礎問題なので「普段独学だから」「後で覚えようと思っていた」などという言い訳もできません。

POINT ②

宅建で毎年同様の講座を実施していますが「講義終了時、レジュメ1冊やり遂げた達成感がすごい」「当日はボロボロの成績だったけれど、復習したら一気に模試の点数が上がった」との声をたくさんいただいております。本年度、ついに行政書士版も登場です！

○ スケジュール

回数	日程	時間	実施校
1	25/8/24（日）	10：00～18：40	新宿エルタワー本校

※本講座に欠席Webフォローはございません。

【時間割】

講義 10:00～11:10	▼
▼	講義 16:10～17:20
講義 11:20～12:30	▼
▼	講義 17:30～18:40
昼休憩	
▼	
講義 13:30～14:40	▼
▼	
講義 14:50～16:00	

○ 受講料（税込）

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学	11,000円	10,450円	10,780円	GA25677